

第1章 児童相談所設置基本計画の策定にあたって

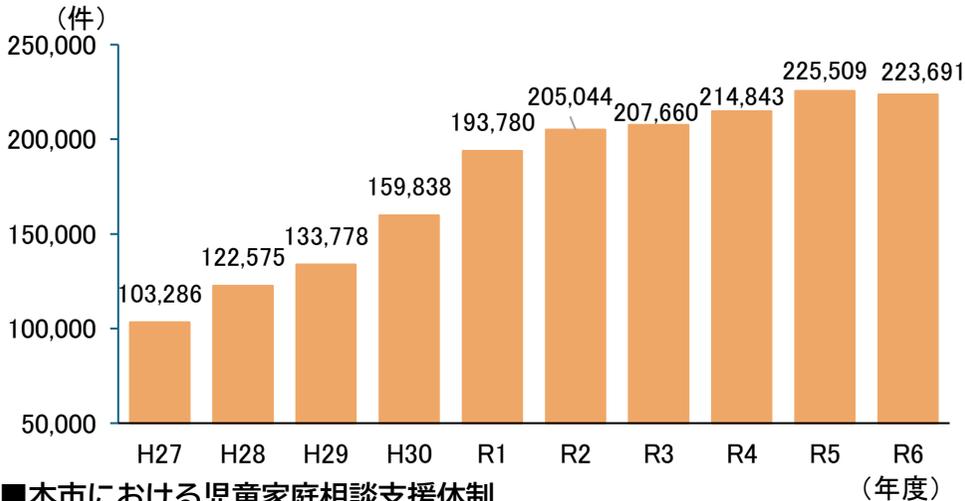
近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化しており、全国的な児童虐待相談対応件数の増加傾向に加え、深刻な児童虐待事例も発生しています。このような状況を踏まえ、虐待予防から早期対応、子どもの自立支援に至るまで一貫して担えるよう、本市は児童相談所の設置に向けた準備を進めています。

本計画は、本市の児童相談所の基本的な考え方や目指すべき姿、施設整備の方針や開設に向けた課題等を整理することを目的として策定しました。

第2章 児童虐待対応等の現状等

■児童虐待対応の全国的な状況

全国の児童人口は減少している状況ですが、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。令和6年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は223,691件で、平成27年度の103,286件から倍増している状況です。

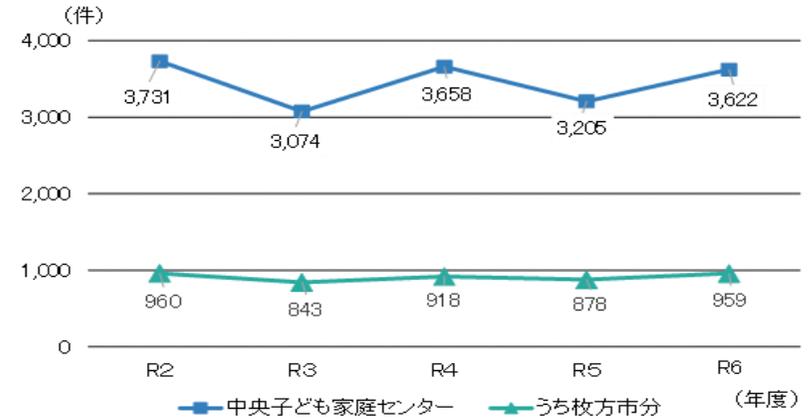


■本市における児童家庭相談支援体制

本市では、大阪府が設置する大阪府中央子ども家庭センター(児童福祉法上の児童相談所)と、本市が設置する枚方市まるっとこどもセンター(児童福祉法上のこども家庭センター)が連携して、児童家庭相談や虐待通告対応を行っています。

大阪府中央子ども家庭センターは緊急性の高い場合や虐待の程度が比較的重いケースに対応しています。一方、まるっとこどもセンターは発生予防の取り組みや虐待の程度が比較的軽いケースに対応し、必要に応じて連携を図り、一時保護や措置解除後に家庭に戻る子どもやその家庭のサポート・見守り等を行っています。

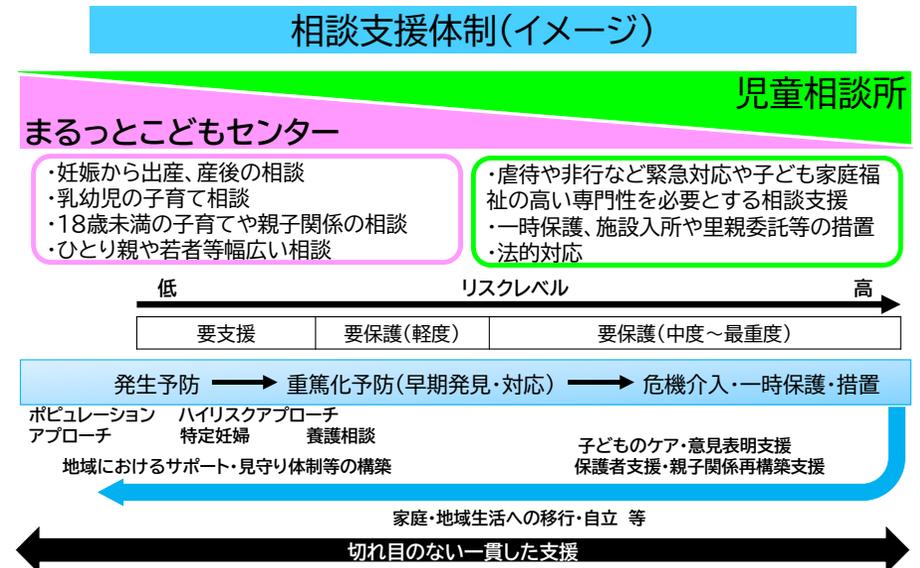
■大阪府中央子ども家庭センターにおける本市の虐待相談対応件数



■児童相談所設置後の効果

本市に児童相談所を設置し、まるっとこどもセンターとの連携を図っていくことで、以下のような効果が見込まれます。

- (1) 地域資源を最大限活用した支援体制の構築
- (2) 児童相談所の設置による専門性・支援の質の向上
- (3) 切れ目のない迅速な支援体制の実現
- (4) 一時保護後や措置の子どもや家庭を支える支援の充実
- (5) 市民の利便性の向上



第3章 本市がめざす児童相談所

■枚方市児童相談所の基本理念・基本方針

令和7年3月に本市が策定した「枚方市子ども・若者総合計画」を上位計画と位置づけ、本市児童相談所の基本理念及び基本方針を以下のとおり定めます。

基本理念

「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」

- ① 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること
- ② 一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと
- ③ 一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること

基本方針

「すべての子ども・若者の人権・最善の利益の尊重」

- ① 医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること
- ② 乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること
- ③ 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること

■枚方市児童相談所の機能構成

本市の児童相談所は、相談及び一時保護の2つの機能を有する施設とします。

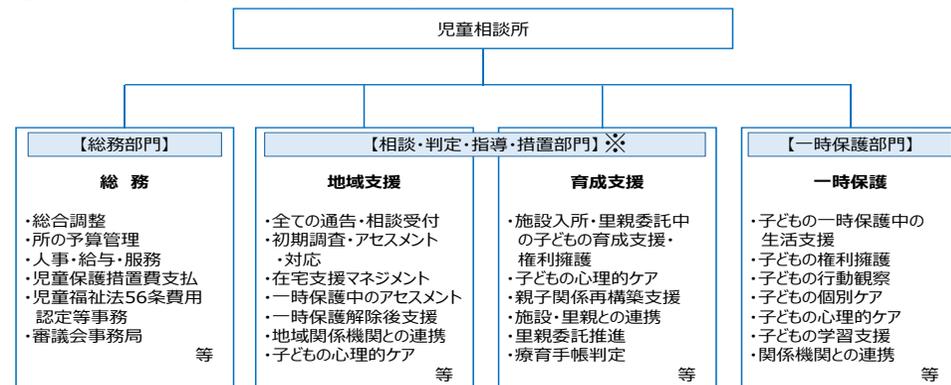
設置機能	主な内容
相談機能	18歳未満の子どもと家庭に関する相談に応じ、指導や援助を行います。虐待通告や子育ての悩み、非行、発達など幅広い相談を受け付けます。
一時保護機能	虐待のおそれや非行などの状況にある子どもを一時的に保護し、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況等を把握します。

<一時保護施設の考え方>

定員数	令和6年度における枚方市の子ども一時保護件数の1日の最大人数を踏まえ、30人(学齢児24人、幼児6人)とします。
生活空間	居室は個室を基本とし、居室およびリビングや浴室等を一体的に構成したユニット制を採用します。
教育・学習支援	一時保護施設で生活する子どもが学校に在籍している場合、子どもの状況に応じた適切な教育が受けられるよう支援します。

■組織構成

本市の児童相談所の組織は、児童相談所運営指針を踏まえ、総務、地域支援、育成支援、一時保護の各部門で構成します。



※地域支援部門及び育成支援部門の双方が、相談・判定・指導・措置の4つの機能を担います。

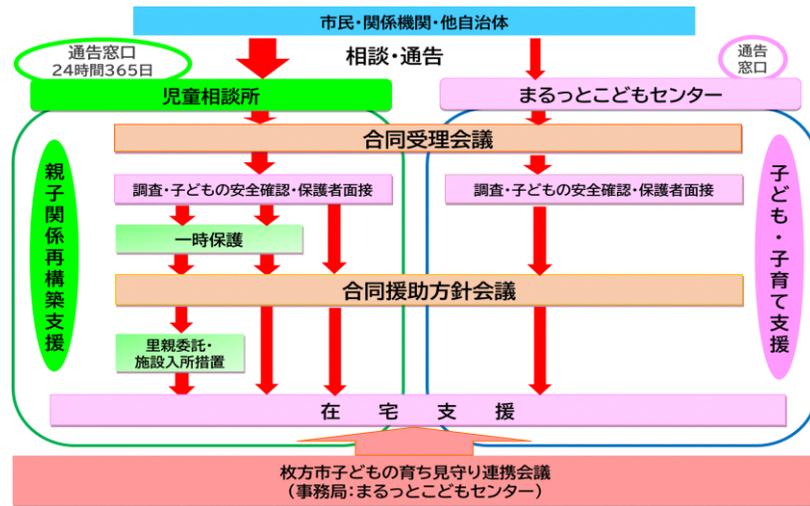
■職員体制

職員数については、児童福祉法及び各種指針等に定める基準を満たすものとし、夜間や休日の対応についても迅速かつ円滑に行える体制を確保します。

児童相談所：78人程度 一時保護施設：47人程度

■まるっとこどもセンターとの関係

まるっとこどもセンターと、一時保護などの緊急時の迅速な対応やより専門的な支援を行う児童相談所の双方が一体的な支援体制を構築し、支援を必要とする子育て家庭の情報を共有するとともに、共同で策定した援助方針に基づき、それぞれの役割を明確にして対応します。



第4章 施設整備計画

■建設計画地

建設計画地は本市の中心部に位置する「旧中宮北小学校跡地」です。

所在地	中宮北町4-1の一部
敷地面積	約4,000㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域※
容積率・建蔽率	容積率200%・建蔽率60%
洪水浸水想定	無

※児童相談所は本用途地域では建築できない建築物用途であることから、都市計画制度等の活用が必要です。

■施設整備方針

基本理念・基本方針を実現するため、以下の4点を整備方針とします。

- ① 子どもの安全・安心への配慮
- ② 来所者への配慮
- ③ 職員の働きやすさ
- ④ 周辺環境との調和

■機能・エリアの構成

児童相談所は、相談部門の「管理エリア」「相談エリア」「専門的ケアエリア」と一時保護施設の「一時保護エリア」で構成し、延床面積は約4,500㎡の2階建ての施設を想定しています。

エリア名	概要
管理エリア	相談部門の職員の事務室や、会議室、職員用の更衣室、休憩室、倉庫等で構成
相談エリア	来所者の相談や面接を行う相談室で構成
専門的ケアエリア	療育手帳の判定等を行う心理検査室やプレイルーム、医務室等で構成
一時保護エリア	一時保護された子どもが生活するエリア

■概算事業費

本施設の整備に関する施設整備費は、工事費・設計費が約34億円であり、その他、備品購入費・初度調弁費を算定した結果、約36億円程度となる見込みです。

※現時点での概算であり、今後具体的な検討を進めていく中で変更となる可能性があります。

第5章 開設に向けて

■スケジュール

(年度)	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画	→					
建設計画地整備等		→	→	→		
基本設計・実施設計		→	→	→		
建設工事				→	→	→
開設準備					→	
開設						→

※現在の用途地域では建築できない建築物用途であることから、都市計画制度等の活用が必要です。
※今後行う調査等の結果などによって整備スケジュールが変動する可能性があります。

■開設に向けて今後継続して取り組むべき事項

(1)子ども及び保護者への支援の専門性の確保

- ① 児童相談所職員の確保
- ② 児童相談所職員の育成
- ③ 児童相談所の運営や具体的な業務手順等の検討
- ④ 高い専門性を有する民間団体等との連携
- ⑤ 外部専門機関による第三者評価受審による質の向上

(2)子どもの権利擁護

- ① 子どもの意見聴取等措置
- ② 子どもの意見表明等支援
- ③ 子どもの権利擁護に関する審議

(3)児童相談所とまるっと子どもセンターの情報共有等

- ① 共通の児童相談システムの構築
- ② 枚方市子どもの育ち見守り連携会議(要保護児童対策地域協議会)の再構築

(4)社会的養育の基盤づくり

(5)児童相談所設置にともなう大阪府から移譲される事務の整理